

今後の検討の進め方について（案）

本検討会では、自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用する「事業者間ローミング」の実現に向け、令和4年9月から検討を行い、令和6年5月、第3次報告書を取りまとめた。

今後も、令和7年度（2025年度）末頃までの導入を目指し、技術的な検討・検証等を継続していくことが必要であるが、今後は、検討結果を技術基準として定めていくなど、政策決定に係る議論が深まっていくことが予想される。

そこで、検討の場については、現行の総務省総合通信基盤局長の検討会という形から、審議会（情報通信審議会）において審議する形とすることがふさわしいと考える。

については、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件（諮問第2020号）」について調査検討を行っている情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会に、本検討会の検討事項について調査検討を行う作業班等（※）が設置された場合には、当該作業班等において今後の検討を行うこととし、本検討会は閉会することとする。

※本検討会に相当する会合及び「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会 拡大分科会」に相当する会合を設置することについて検討が行われる予定。そのほか、本検討会の下に開催されている会合を含めた改組に係る事務局案は別紙のとおり。

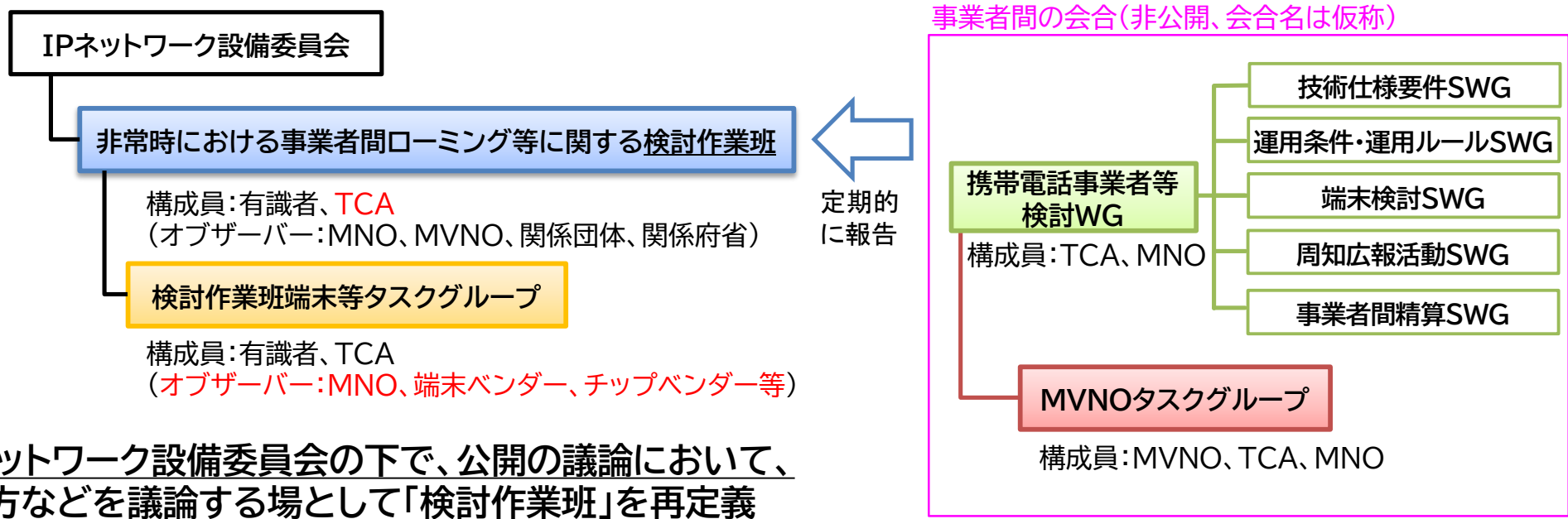
【スケジュール】

令和6年8月頃のIPネットワーク設備委員会において、検討会の検討事項について調査検討を行う作業班等の設置について検討が行われ、設置された場合には、本検討会を閉会し、同年8月又は9月から当該作業班等を開催する。

現在



改組後



IPネットワーク設備委員会の下で、公開の議論において、在り方などを議論する場として「検討作業班」を再定義